平成２５年（フ）第６１号
佐賀県鹿島市大字高津原3697番地８菊荘アパート２号
債務者　加納　正人
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第４２５号
東京都八王子市横川町802番地24
債務者　井上　佳恵
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４３１号
東京都八王子市石川町2955番地４コーポ斉藤101号
債務者　吉田　六郎
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２９２号
東京都八王子市叶谷町1617番地１
債務者　鈴木　淑香
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２２３号
静岡県浜松市西区入野町4904―26　マンション第一ろくべい101号室、住民票上の住所静岡県浜松市浜北区於呂4060番地の２
債務者　大畑きく子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第２４１号
栃木県鹿沼市栄町２丁目７番地５
破産者　株式会社第一建商
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５５８号
栃木県宇都宮市中今泉２丁目７番26号　マルタハイツⅡ403、開始決定時住所栃木県宇都宮市下川俣町206番地361
破産者　花田　光代
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２８７号
神奈川県横須賀市池田町３丁目４番７号
破産者　黒田　秀男
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第４２００号
大阪府門真市大字**蕊**島640番地の１
破産者　株式会社トライジャパン
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１２号
兵庫県姫路市紺屋町39番地
破産者　姫路カード協同組合
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１０９号
新潟県魚沼市下田105番地６
破産者　有限会社創成
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第６２１号
岐阜県岐阜市永楽町１丁目16番地３、開始決定時の住所岐阜県瑞穂市牛牧722番地１
破産者　石原恵美子
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第９２号
栃木県栃木市大平町富田975番地
破産者　両毛建設株式会社
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１５６４３号
東京都練馬区西大泉１丁目６番１号
破産者　株式会社狭間設備工業所
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６４４号
東京都練馬区大泉学園町５丁目17―31　学園コーポⅡ106、住民票上の住所東京都練馬区西大泉１丁目６－１
破産者　狭間　信治
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７３８号
東京都江東区亀戸５丁目38番４号
破産者　有限会社ジェイキャリー
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９１号
千葉県山武郡九十九里町小関1861―４―203
破産者　戸村　元子
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２号
富山県砺波市中村26番地の１
破産者　柴田電気工事株式会社
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部